

「こどもまんなかすみだ」の推進について

令和5年4月こども基本法が施行され、国は令和5年12月こども大綱を策定、都においても「こども未来アクション」の策定など、こどもまんなか社会の実現に向け動き出した。こうした中、本区においては、令和5年10月に「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を作成し、新たに「こどもまんなかすみだ」を掲げたところである。

令和6年度は、「こどもまんなかすみだ」の基盤整備の年として位置付け、「(仮称)墨田区こども計画」の策定、「(仮称)墨田区子ども条例」の制定等を進める。

1 「(仮称)墨田区こども計画」の考え方について

計画策定の目的

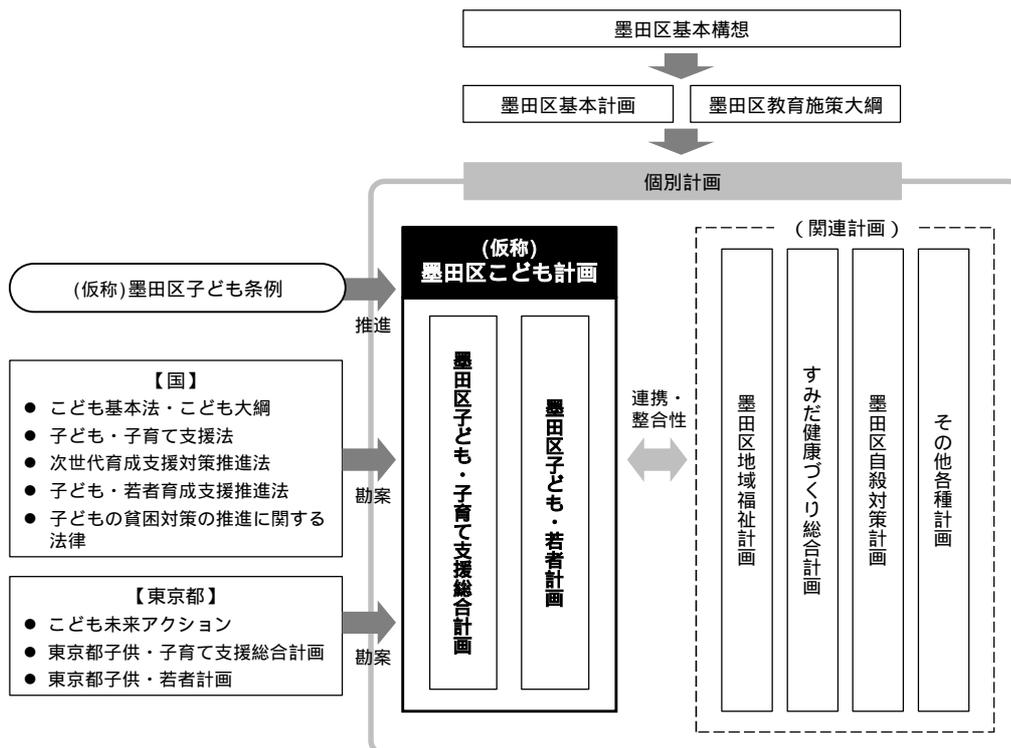
本計画は、「(仮称)墨田区子ども条例」を推進するとともに、本区の子ども施策を総合的に推進することにより、子どもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現を図ることを目的とする。

計画の概要

ア 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づき、国のこども大綱及び都のこども未来アクション等を勘案し、区市町村こども計画として策定するものであり、現行の「墨田区子ども・子育て支援総合計画」及び「墨田区子ども・若者計画」を一体化して策定する計画である。

なお、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に加え、新たに子どもの貧困対策の推進に関する法律を包含する計画とする。



イ 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

ウ 計画の構成

本計画の構成は、計画の策定趣旨や共通理念など計画全体に関わる章を始め、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」と「墨田区子ども・若者計画」の各章、加えて、具体的な計画事業を、対象となるライフステージごとに示す章の全4章で構成する。

エ 計画策定のポイント

誰一人取り残さない子ども・子育て支援の推進

配慮が必要な子どもや保護者への支援の強化

子育て支援のサービスや利便性の向上

子どもが安心して過ごせる環境づくり

計画策定の進め方と今後のスケジュール

ア 計画策定の進め方

「墨田区子ども・子育て支援総合計画」は、墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査、墨田区子ども・子育て会議での検討及び子どもへの意見聴取等を行いながら策定を進めていく。

「墨田区子ども・若者計画」は、墨田区子ども・若者実態調査、墨田区青少年問題協議会での検討及び子どもへの意見聴取等を行いながら策定を進めていく。

両計画を一体化する「(仮称)墨田区こども計画」は、墨田区こどもまんなかすみだ推進本部会議を設置し、全庁で策定を進めていく。

イ 今後のスケジュール

令和6年11月 墨田区議会定例会11月議会における計画の素案の報告

令和6年12月～ パブリックコメント及び子ども向けパブリックコメントの実施

令和7年2月 墨田区議会2月議会における計画の最終案の報告

2 「(仮称)墨田区子ども条例」の考え方について

条例制定の目的

(仮称)墨田区子ども条例は、条例の理念や考え方を家庭や地域、行政など区全体で共有し、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、子どもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現を図ることを目的とする。

条例の概要

ア 条例の位置付け

本条例は、子どもの権利条約やこども基本法、東京都こども基本条例と整合を取り、子どもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現を図るための理念条例とする。

イ 条例の対象

本条例の対象は、「18歳未満の全ての子ども」とする。

ウ 子どもの権利の明示

子どもの権利条約やこども基本法の理念に則り、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を基本としながら、子どもの意見等を参考に、子どもにとって大切な権利を明示する。

エ 条例制定のポイント

子どものための権利を守り、「こどもまんなかすみだ」の実現を区全体で進めていくため、家庭や地域、行政など、それぞれの役割を明示する。

条例制定の進め方と今後のスケジュール

ア 条例制定の進め方

制定に当たっては、子どもや子育て世帯のほか、子ども・子育て会議や墨田区総合教育会議において意見聴取し、全庁で内容を検討していく。

イ 今後のスケジュール

令和6年11月	墨田区議会定例会11月議会における条例の素案の報告
令和6年12月～	パブリックコメント及び子ども向けパブリックコメントの実施
令和7年1月	墨田区総合教育会議における意見聴取
令和7年2月	墨田区議会定例会2月議会における条例案の提示